



2022年度年末手当

基準内賃金の2.4ヶ月分に20,000円を加えた額 回答を受ける

中央本部は本日・11月11日、申5号・2022年度年末手当に関する申し入れについて第3回目の団体交渉を行い、経営側より回答を受けました。本部交渉団は席上妥結せず、持ち帰り検討を通告しました。

■本部申5号に対する経営側の回答■

1. 基準額

基準額は、基準内賃金の2.4ヶ月分に20,000円を加えた額とする。

※ 20,000円分は、会社がサステナブルに成長していく基盤を作っていくため、アフターコロナに向け黒字基調をしっかりと確かなものとし、構造改革をさらに加速させるための社員一人ひとりの一層のチャレンジを強く期待して、支給します。

2. 支給日(予定)

令和4年12月5日(月)とする。

赤字下で行った今年の賃金改定の交渉で東日本ユニオンは、会社経営に長期的な影響を与えるベースアップの要求をあえて行いませんでした。黒字化を実現した今、一時金である年末手当について年間6.0ヶ月となる3.7ヶ月分を要求しました。

**「支出が増え続けるなかで収入は抑えられ生活が苦しい。
最低年間6.0ヶ月、3.7ヶ月の年末手当は必要だ！」**
**「会社施策により責任と業務量が増しているのだから、
努力を重ねてきた社員にふさわしい年末手当を！」**

労働組合未加入の社員から東日本ユニオンに、年末手当に対する想いや率直な意見、エールが連日届けられました。

会社回答に納得できますか？